

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から41年3月まで
② 昭和48年4月から49年12月まで

国民年金の加入手続と国民年金保険料納付は、亡くなった父親が行っていたので詳しいことは分からないが、私が20歳になった時、父親から「お前の国民年金はちゃんと掛けているから安心するように。」と言われていた。保険料は集金に来てくれた自治会の人に納めていたはずである。私の国民年金手帳に、年度及び検認日不明の検認印があったり、社会保険事務所で名前が間違っていて記録されていたこともあったので、そのために未納となっているのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、申立人の国民年金の加入手続は昭和42年4月に行われたものと考えられるところ、その時点において、申立期間①のうち40年4月から41年3月までは国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和41年度から45年度までの国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押された国民年金印紙検認記録ページのほかに、納付対象年度が不明な国民年金印紙検認記録ページがあり、当該ページのすべての月に検認印が押されている。

さらに、当該ページに係る検認印は昭和41年度に係る検認印と酷似してい

る上、当該検認について取り消した形跡も無く、行政側においても保険料の過誤納及びそれに伴う還付の記録も無いことから、当該ページにおける保険料は、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料として納付されたと考えるのが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの期間及び申立期間②について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその父親も他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①のうち昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 42 年 4 月の時点では、そのほとんどが時効により保険料を納付できない期間である上、当該期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間②については、申立人は、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は昭和 47 年 11 月に市内の別の地区に転居しているため、通常、申立期間②の保険料の納付書は転居先の住所地に送付されることとなることから、申立人の父親が引き続き実家で申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い上、申立人は、申立期間②の保険料を自ら納めていた記憶も無い。

加えて、申立期間①のうち昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの期間及び申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 736

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

私の国民年金の加入手続は、実家のあるA市において、母親が行った。国民年金保険料も、母親が同市のB出張所で納めてくれていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料の未納期間は無い上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に実施している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の供述どおり、申立人の実家があったA市において昭和50年8月ごろに払い出されたことが確認できる上、この時点において申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親の納付状況をみると、申立期間及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期の保険料は納付済みである上、申立期間が短期間であることや、申立期間当時、A市においては過年度保険料の納付書を発行しており、市役所内の金融機関において過年度納付することが可能であったこと、申立期間以降の納付状況等を勘案すると、申立期間についてもその母親が納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 51 年 2 月に長男が生まれたのを契機に、両親から家業を代譲りされ、生活に余裕ができたことから、両親の国民年金保険料の集金に来ていた集金人に私たち夫婦の国民年金の加入手続を頼んだ。その際、それまでの未納保険料をすべて納付しようとしたが、「2 年分しかさかのぼって納付できない。」と言われたため、2 年分の保険料はさかのぼって納付したことをはっきり覚えている。それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月に夫婦連番で払い出されているが、申立人夫婦は、当該手帳記号番号が払い出された昭和 51 年度以降の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻は共に、国民年金の加入手続を行った際に、「2 年分しかさかのぼって納付できない。」と言われたため、2 年分の国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付したことを明確に記憶しているところ、これは、国民年金制度の取扱いと一致している上、そのほかの集金人や納付状況^{びょう}についての説明も、具体的で不自然な点はみられないことから、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付により納付することが可能である上、調査の結果、申立人が当時居住していた市においては、過年度保険料の納付書を発行していたと考えられる状況もみら

れることから、申立人夫婦が国民年金手帳記号番号を払い出された際に、その時点において現年度納付が可能であった昭和 51 年度の国民年金保険料と合わせて、当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 12 月までについて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

三重国民年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

昭和 51 年 2 月に長男が生まれたのを契機に、夫の両親から家業を代譲りされ、生活に余裕ができたことから、夫の両親の国民年金保険料の集金に来ていた集金人に私たち夫婦の国民年金の加入手続を頼んだ。その際、それまでの未納保険料をすべて納付しようとしたが、「2 年分しかさかのぼって納付できない。」と言われたため、2 年分の保険料はさかのぼって納付したことをはっきり覚えている。それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月に夫婦連番で払い出されているが、申立人夫婦は、当該手帳記号番号が払い出された昭和 51 年度以降の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は共に、国民年金の加入手続を行った際に、「2 年分しかさかのぼって納付できない。」と言われたため、2 年分の国民年金保険料を^{そきゅう}遡及して納付したことを明確に記憶しているところ、これは、国民年金制度の取扱いと一致している上、そのほかの集金人や納付状況についての説明も、具体的で不自然な点はみられないことから、申立内容は^{びょう}信憑性が高いと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付により納付することが可能である上、調査の結果、申立人が当時居住していた市においては、過年度保険料の納付書を発行していたと考えられる状況もみら

れることから、申立人夫婦が国民年金手帳記号番号を払い出された際に、その時点において現年度納付が可能であった昭和 51 年度の国民年金保険料と合わせて、当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から同年 12 月までについて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年7月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から44年6月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月27日から44年7月27日まで

私は昭和42年3月から44年7月までA社に勤めており、B作業を行っていた。当時は会社の寮に住んでおり、定時制の高校に通いながら会社で働いた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和42年3月20日資格取得、44年7月26日離職となっており、申立人は申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和43年7月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、同年10月1日に標準報酬月額の定時改定が行われたことが認められる上、44年8月5日に健康保険被保険者証の返納を示す「証返」の記載が確認できることを踏まえると、申立人が昭和43年7月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、当該被保険者原票において、申立人を除く健康保険被保険者証の返納記録がある31人について資格喪失から健康保険被保険者証を返納するまでの日数を調査したところ、最短は2日間、最長で24日間、平均すると9日

間となっていることから、事業主が被保険者の資格喪失の届出を適正に行っていたことがうかがえる。また、申立人の資格喪失から健康保険被保険者証を返納するまでの日数が 375 日となっており、事業主が申立人のみ異なる取扱いをしていたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 44 年 7 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 43 年 7 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 44 年 6 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和35年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和31年4月1日にA社に入社して以降、平成7年4月30日に退職するまで同社に継続して勤務していた。35年11月30日まで同社B支店で勤務し、同年12月1日から同社本店へ異動となった。保険料は、翌月控除であったことから12月分の給与から11月分の保険料が控除されていたはずである。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社で継続して勤務し（昭和35年11月30日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店に係る昭和35年12月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社において支店から本店に転勤した3人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該転勤に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和35年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年3月まで

申立期間は、実家に居住していて、昭和46年7月ごろに父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていた。

父親は申立期間当時、A市役所に勤務しており、実直な性格だったので、国民年金を未加入のままとすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は、特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納められない期間である上、申立人に聴取しても、遡及^{そきゆう}して納付した記憶は無く、特例納付していた形跡も無いほか、申立期間について、別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の妻は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された^{そきゆう}時点で、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和48年5月まで遡及して国民年金の被保険者資格を取得しているが、国民年金保険料の納付は、申立人と同様に、49年4月以降となっており、同年3月以前については未納となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 60 年 9 月まで
昭和 57 年に会社を退職後、国民年金に加入した。その後の国民年金保険料については、夫の分と一緒に納付していたはずなのに、申立期間について、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 57 年 5 月に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金の加入手続を行ったとしているが、その時期については明確に記憶していない上、社会保険事務所が保管している、昭和 50 年代に使用されていた申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は 54 年 1 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、被保険者資格を再取得した形跡は無いことから、申立期間に係る加入手続は、後年になってからさかのぼって行われたと考えられ、現年度納付していた申立人の夫と一緒に申立人が納付していたとは認め難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料はその夫の分と一緒に納付しており、申立期間直後の国民年金保険料の申請免除期間についても、申立人のみが 3 か月早く免除期間とされているのはおかしいと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫は共に、昭和 61 年 1 月に免除申請手続を行い、同年 3 月に処理されていることが確認できる。この場合、申立人及びその夫の保険料の納付状況が同一であれば、免除期間も同一となるどころ、

申立人の夫が同年1月から承認されているのに対し、申立人は60年10月から承認されていることから、申立人については申請時点で遡及適用が可能であった同年10月までさかのぼって免除期間として承認されたものと考えられる。このことを踏まえると、申立人は、少なくとも同年10月から同年12月までは国民年金保険料を納付していなかったこととなり、夫婦の保険料が同一に納付されていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 594

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 21 日まで
私は、昭和 55 年に個人事業を始め、61 年に A 社として法人化し社会保険に加入した。平成 6 年ぐらいまでは同社の業績も良かったが、7 年ごろから経営が苦しくなった。7 年までは 80 万円、8 年から 9 年までは 120 万円ぐらいの報酬を受けており、給料から報酬に見合う保険料が控除されていたと思う。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人が代表取締役を務めていた A 社は平成 9 年 10 月 21 日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、6 年 11 月 17 日付けで 53 万円から 2 年 10 月から 5 年 9 月までが 8 万円に、5 年 10 月から 6 年 9 月までが 20 万円に訂正されていることが確認できる上、同社の元取締役及び元監査役の 3 年 4 月から 5 年 9 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額も 5 年 4 月 28 日付けで減額されている。

一方、申立人は「A 社の経理は、B 社という別会社が行っており、社会保険事務所に対する届出等も同社の経理担当者に任せていたので、標準報酬月額が減額されていることは知らなかった。」と供述している。

しかし、A 社の複数の元従業員は、「厚生年金保険に関する届出に関して、決定権は社長である申立人が有しており、経理担当者が申立人に無断で届け出るようなことはなかったであろう。」と供述しており、申立人は A 社の代表取締役である上、B 社においても取締役であったことから、申立人が標準報酬月額の減額について知らなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から同年 6 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、平成 8 年 2 月から同年 5 月までの標準報酬月額が 16 万円に減額されているが、資格喪失するまで 50 万円の報酬をもらっていた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の法人登記簿謄本から、申立人が申立期間において同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、A社は平成 8 年 6 月 26 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 8 月 7 日付けで申立人の同年 2 月から同年 5 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 50 万円を 16 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険の手續に關与しておらず、これらの手續は會計士が行っていたと思う。」としているが、會計士から「当該事業所の會計業務には關与していたが、社会保険の手續には關与したことが無い。」と回答していること、及び申立人の標準報酬月額が減額処理された当時、A社には申立人及び申立人の長男（同社の元取締役）のほかに従業員はいなかったことを踏まえると、A社の代表取締役である申立人が關与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
事業所が適用事業所に該当しなくなった後に平成 8 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額がさかのぼって減額処理されている。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間において同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、A社は平成 8 年 10 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 12 月 10 日付けで申立人の同年 5 月から同年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 59 万円を 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当該事業所を適用事業所に該当しない手続をするため社会保険事務所に行ったが、標準報酬月額を減額する手続は行っていない。」と主張しているが、申立人は、A社の代表取締役であり、「社会保険関係の最終的な手続は申立人自身が行った。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 10 月 1 日まで

A社を昭和 34 年 3 月まで勤務した後、B社に入社した。勤務地が途中でC市からD市へ変わったが、継続して電気工事の仕事をしており、4年間も空いていたことはない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は昭和 41 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した事業主に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会を試みたものの、既に他界しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にB社において厚生年金保険被保険者であった者から「申立人のことは覚えているが、下請業者の会社で働いていた。下請業者であれば当該事業所で厚生年金保険に加入させていない。」との回答があった上、申立期間当時、同社における社会保険関係の手続をしていた担当者からも「下請業者従業員は、当社で厚生年金保険に加入させていない。」との回答があった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 34 年 1 月 30 日資格取得）から健康保険整理番号*番（昭和 37 年 9 月 3 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名及び被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から31年3月12日まで

私は、年金記録の確認のため、何度か社会保険事務所に行ったが、その都度、申立期間の記録はあると言われていた。ところが、平成4年に年金の請求に行った際、脱退手当金が支給済みのため、年金額の計算には算入されないとされた。脱退手当金を受け取った記憶も無く納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後3ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年3月の前後3年程度の期間内に資格喪失した者25人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失日後7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月28日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から同年 7 月まで

私は、昭和 34 年 3 月から同年 7 月まで A 市の B 事業所か C 市及び D 市のいずれかにあった E 事業所、F 事業所、G 事業所で正社員として勤務し、メリヤスの肌着等の縫製作業をしていた。その間の厚生年金保険の記録が漏れているが、給料から保険料が引かれていた記憶があり、健康保険も加入していたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 市にあった「B 事業所」、C 市又は D 市にあった「E 事業所」、「F 事業所」、「G 事業所」のいずれかの事業所で勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、社会保険事務所の厚生年金保険の適用事業所に係る記録によると、申立期間において、H 市に申立人が記憶している事業所の名称と類似する「I 事業所」という事業所があったことが確認できたことから、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 34 年 1 月 21 日資格取得）から*番（昭和 35 年 5 月 9 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間当時の役員等関係者の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。